

No	質問	回答
1	J-クレジットは金融商品ですか。	<ul style="list-style-type: none"> J-クレジットは金融商品ではございません。ただし、金融商品取引業者など各業法の業務範囲規制の下にある方は、J-クレジットの売買につきましては、「算定割当量その他これに類似するもの」の取扱いとして、届出等法律上の手続が必要となる場合がございますので、詳しくは金融庁にご確認ください。
2	J-クレジット売買対象は証書化まで完了されたJ-クレジットが対象になりますか。	<ul style="list-style-type: none"> J-クレジット制度において「証書化の完了」に相当するものは、「国による「クレジット」としての認証」となりますが、認証を受けて初めてクレジットはクレジット登録簿において他者への移転や無効化が可能となります。 カーボン・クレジット市場（以下「本市場」といいます。）におきましては、認証済のJ-クレジットを売買の対象としており、実際のクレジットの移転を伴う決済を行います。クレジットが認証されていない、プロジェクト実施段階では売買の対象とはなりません。
3	現在J-クレジットで売買されているJ-クレジット銘柄とJ-VER銘柄を東証では売買システムにおいて板を変える等何らかの区別がなされるのでしょうか。それによって約定値段に差異が出てくる可能性はあるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 本市場におきましては、J-クレジットとJ-VERは別の板（本市場の制度では「売買の区分」と呼んでおります。）で取り扱います。スライド7ページに売買の区分を記載していますのでご参照ください。また、売買の約定値段は個々の板の需給状況より決定されますので、約定値段にも差異が出る可能性はございます。
4	10月の初日の基準値段はどのようにして決まるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 市場開設初日の基準値段は、2022年度の実証事業における価格や、2023年5月の入札販売の価格を参考にして、東証が設定します。

No	質問	回答
5	取次不可とのことでしたが、取次代理いずれも不可ということでしょうか。	<ul style="list-style-type: none">• 実証事業時と異なり10月からの制度で取次を不可としましたのは、消費税法におきまして10月からインボイス制度が導入されることが背景にあります。• 消費税法上、取次（商法上の問屋に該当し、顧客の計算で、業者が自己の名前で取引相手と取引を行う行為）の場合は、取次を行った市場参加者ではなく、当該顧客が消費税や適格請求書（インボイス）を授受する関係に立ちますが、取引所におきましては、円滑な決済遂行の観点から、東証が、媒介者交付特例を活用し、売り方が適格請求書発行事業者であることを確認して、売り方に代わり、買い方を名宛先とするインボイスを発行する制度としております。• 本市場においては売り方の顧客が注文や売買の都度、適格請求書発行事業者であることの確認、また買い方の顧客の名称等を決済の都度確認することはの管理を行うことが困難であるため、大変恐縮ですが、取次を不可といたしました。なお、取次ぎ以外に、代理、媒介の形態であっても、インボイス発行における当該顧客の属性確認の必要性は、取次と同様のため、こちらも不可となります。• もし、顧客からの市場での売買の依頼があった場合には、一旦、市場参加者が顧客との間で市場外で売買を行ったうえで、当該市場参加者が市場での売買を行っていただければ幸いです。詳細は東証HPの「よくあるご質問」にも掲載しておりますのでそちらもご参考ください。• https://www.jpx.co.jp/equities/carbon-credit/faq/index.html

No	質問	回答
6	実証事業時は売買が行われなかった方法論についても参考価格が公表されていましたが、今回の市場開設時には、売買のない方法論において同様の価格は公表されないでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> • 昨年度の実証事業時には、売買制度とは別に、参考価格制度を設けていましたが、価格情報を提供する指定参加者が現れなかったこともあり、今回の市場開設時には参考価格の制度は継続しないこととしております。 • 多少類似した機能を果たすものとして、売買制度における制限値幅の中心値段となる「基準値段」があり、各売買の区分ごと、かつ立会ごとに設定され、公表されます。各立会の基準値段は、直前の立会の約定値段を採用し、約定値段がない場合には直前の立会の基準値段を採用します（いずれの場合も取引所が適切な値段に修正する可能性あり）。
7	取引市場で購入したJ-クレジットを市場で再度販売することも可能という認識でよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> • 本市場で購入したクレジットを本市場で売却することは可能です。ただし、購入した場合の取引所からのクレジットの移転はT+5以降、売却した場合の取引所への移転はT+4となりますので、売却の決済日に手元に移転クレジットがないということがないよう、決済サイクルやオペレーションにつきましては十分ご注意ください。
8	クレジット移転、資金決済日それぞれ当日午前11時までということですが、当日より前に移転・振込みをすることは可能ですでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> • 売り方によるクレジットの移転は決済日前日の午前9時から午前11時まで、買い方による資金の振込みは決済日の午前9時から11時までの間に行ってください。 • 当該日より前の移転・振込みは、当該クレジット・金額を当該参加者に返却いたしますのでご注意ください。
9	売り手及び買い手から見た、契約上の相手先はいずれも東証となりますでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> • 契約上の相手方は、注文が対当した参加者同士になりますが、クレジット移転及び資金の振込みは、東証の規則（利用規約）に基づき、東証の口座を介して行います。

No	質問	回答
10	数量によっては、複数プロジェクトが混合される形で約定する場合もあるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> • 売り注文は、一注文ごとに一つのプロジェクト（クレジット認証番号）の指定が必要となりますので、買い方から見ますと、複数の売り注文と約定し、かつ当該売り注文が異なるクレジット認証番号を指定していた場合には、決済は注文ごとに相殺せずに行われるため、最終的には複数のクレジット認証番号のクレジットを購入することになります。
11	発注システムにおいて、発注数量、金額等の制限機能はありますか。	<ul style="list-style-type: none"> • システム上、発注数量、発注金額に制限はございません。 • なお、注文値段については、制限値幅を超える値段に発注することはできません。
12	売買が成立する前に、購入しようとしているJ-クレジットの詳細（どこで創出されたか）などを確認したのちに、売買成立とすることができますか。また、購入したJ-クレジットのトラッキング情報はいただけますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> • 買い注文発注時は、個々の売り注文が指定した個々のクレジットの情報は確認できません。売買成立後、カーボン・クレジット市場システムにおいて、移転されるクレジットの認証番号、プロジェクト実施者、実施場所が確認できるようになります（売り方参加者名の表示はございません）。 • なお、トラッキング情報とは、クレジットに係るプロジェクト実施者の他に、クレジット創出に係る具体的な削減・吸収活動や実績に関する情報も含まれると理解しておりますが、後者につきましては、本市場ではいずれの段階でもこれらの情報提供はございません。恐縮ですが、J-クレジットのHPにおける各プロジェクトの関係書類をご覧ください。

No	質問	回答
13	クレジットに有効期限がないので、1度購入すれば、将来的に自社のGHG排出量をオフセットできるという認識であってまずでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> J-クレジット制度においては、有効期限がないのはご認識のとおりです。ただし、様々なオフセットの規格が存在する中、その制度設計によっては、クレジットの発行時期やプロジェクトの稼働期間等について制約を設ける場合も想定されますので、各社におかれましては、依拠するオフセットの規格をご確認ください。
14	J-クレジットの売り方の都合で売買約定が取り消された場合、買い方はその時の時価で買えなくなるということになるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 売り方の都合、例えば、売り方が保有していないクレジットの売り注文を発注し、それが約定してしまった場合は、その約定を取り消すこととなりますので、買い方はその時の時価での購入ができないこととなります。
15	制度の設計において、何か参考にした他国の制度などはありますか。	<ul style="list-style-type: none"> 本市場の設計は、昨年度の実証事業における市場制度を元に設計しております。昨年度の実証事業における市場制度は、株式・デリバティブ市場や各国の市場制度等を参考にしつつも、J-クレジットの特性や流通状況等を踏まえて設計いたしました。

No	質問	回答
16	再エネ由来のJ-クレジットは、買い注文発注する際にMWh/tを指定できないとのことでしたが、方法論によってかなりMWh/tが変わるイメージです。今後、これが指定できるようになるのですか。	<ul style="list-style-type: none"> 方法論によって変わるのはご認識の通りですが、実証時のアンケートでは、現在の10月の売買の区分の原型となりました、1月の、再生可能エネルギー由来のクレジットの見直しにつきましては、電力由来か熱由来かの区分で大きく取引ニーズを反映しており、また個別の方法論につきましては分かりやすさの観点から廃止することに大きな異論はございませんでした。 ただし、そうした温室効果ガス係数を反映した方法論等の設定等、売買の区分の在り方につきましては、引き続き市場参加者のご意見を伺っていただければと存じます。
17	スライド24-25ページのJ-クレジット区分に関し「小分類」（第三階層）の区分を用いた売買について、将来的に行われる可能性がありそうか、検討状況があればご教示いただけますと幸いです。	<ul style="list-style-type: none"> 森林のクレジット等では、地産地消の取引ニーズがあることは認識しており、将来的な区分設定も含めて検討いたします。
18	買い方がクレジット代金を振込む前に適格請求書が必要となりますが、約定成立後、速やかに入手することはできないのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 適格請求書は現時点では決済日の20時頃に配信予定ですが、決済情報は最短前場・後場の板寄せ後カーボン・クレジット市場システムより確認可能です。 適格請求書の配信タイミングについては今後参加者のご要望と合わせて検討いたします。

No	質問	回答
19	「担当者連絡先一覧の書類について」invoiceAgentシステム（適格請求書発行システム）に登録するメールアドレスについては、具体的にどのような連絡がくるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> • invoiceAgentのログインID/パスワードをご連絡する際に用います。 • 当該IDを用いメールアドレスの追加、削除、変更が可能となりますので、まずは適格請求書を受領する部署の方（個人に紐づくものではなく、代表アドレスでも構いません）をご申請ください。 • また、invoiceAgentシステムにご登録頂いた全てのメールアドレスに適格請求書の発行時やinvoiceAgentの障害発生時にメールが届きます。
20	注文受付時間外でも、市場システムへのログインはできますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> • 注文受付時間以外でもシステムへのログインは可能です。システムには午前8時から午後7時までログイン可能です。

No	質問	回答
21	市場参加に関する料金等について、期間や具体的な金額を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> 「当分の間はいずれも無料」とさせていただいておりますが、「当分の間」の期間、また「当分の間」終了後の料金の具体的な金額等については、現時点で未定です。 基本料は定額料金、売買手数料・決済手数料は1トンごとの売買や決済に応じた料金です。 月額や年額などの詳細につきましては、今後決定次第お知らせいたします。
22	昨年度に実証参加者登録を行いました。が、市場参加者として改めての登録申し込みが必要でしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> お手数ではございますが再度お申込みください。なお、実証時と申込書、必要書類が異なっておりますのでご注意ください。詳細は東証HP「登録申し込み」をご参照ください。 https://www.jpx.co.jp/equities/carbon-credit/participants/index.html
23	J-クレジット口座、銀行口座の開設、適格請求書発行事業者の申請中ですが申し込みできますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 左記のクレジット登録簿や銀行口座情報、適格請求書発行事業者であることを示す書面は、登録申込に必要となります。
24	市場参加者について、法人において他の要件を満たしているという前提で、業種等の制限はございませんでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 他の要件を満たしていれば、業種等の制限はございません。
25	東証上場会社について、親会社が上場していれば子会社も上場会社に該当するのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 親会社が上場しており、子会社が上場していない場合で、子会社が本市場の登録を申し込む場合、東証上場会社には該当しません。

No	質問	回答
26	カーボン・クレジット市場参加者登録申込書における「代表者」に代表取締役等の指定はありますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 代表取締役社長、代表取締役副社長など代表権のある方とし、印鑑については「代表者印」を押印してください。
27	参加者の登録要件「債務超過でないこと」について、財務諸表はいつのものを提出すれば良いでしょうか。また、債務超過とは、具体的にどのような財務状態を想定していますか。	<ul style="list-style-type: none"> 財務書類については直近年度分をご提出ください。債務超過とは、債務者の負担する債務の額が、資産の額を上回っている状態のこととなります。
28	登録申込書の添付資料6「担当者連絡先一覧」について <ol style="list-style-type: none"> 登録後に担当者の変更は可能でしょうか。 担当者は「連絡担当者」「売買担当者」「資金決済担当者」「クレジット移転担当者」の4つに関してそれぞれ各2名ずつ登録が必要なのでしょうか。 資金決済担当者は、主にどのような場合に窓口となるのか、イメージを教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ①変更可能です。変更の都度、ご連絡ください。 ②それぞれ2名以上の登録をお願いします。なお、1人の方が複数の担当を兼ねることも可能です（兼任担当で構いません）。 ③資金決済など主に経理業務に関する照会窓口となるご担当者で、資金振込の遅延等の不具合に関する確認などのやり取りを想定しております。

No	質問	回答
29	申込書類について、定期的に提出が必要なものがありますでしょうか。例えば、決算書、会社概要など情報の更新があり得るものを想定しております。	<ul style="list-style-type: none"> 現時点で、ご記載いただいた書面の定期的なご提出を求めることは予定しておりません。
30	1法人で複数のアカウントを取得することは可能でしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 市場システムにログインするためのIDは東証から1つお渡しします。このIDを利用して、複数のIDを参加者側で作成することが可能ですが同じIDにより同時に（並行して）ログインはできません。 なお、1法人であっても複数部署から市場参加者となっていただくことは可能ですが、事前にご相談ください。
31	売り買いともに約定の取り消しが何度も続いた際に、取引停止処分や違約金支払い等のペナルティーはあるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 約定の取消しに対しては、売買停止、登録取消し、改善要請の処置・処分を行うことを想定しております。詳しくは、東証HP掲載の「カーボン・クレジット市場利用規約」の第17条をご参照ください。 https://www.jpx.co.jp/equities/carbon-credit/regulations/aocfb40000001xkm-att/aocfb40000002hlu.pdf
32	有料になった場合市場を抜けることは可能でしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 可能です。なお、現時点では再参加に関する制限は設けておりません。

No	質問	回答
33	制度要綱でのⅡ. 概要における、 (4) 参加者の登録の解除で、参加者が参加者登録の解除を希望する場合の申出について定めますとなっておりますが、この内容を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> 東証HP掲載の「カーボン・クレジット市場利用規約」の「第4節 参加者登録の解除」をご覧ください。所定の登録解除届を当取引所が指定する期日までに当取引所に対しご提出していただくことになります。
34	8月末の市場参加の申し込みに間に合わない場合、次回の申し込みはいつ頃になるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 申込自体は9月以降も随時受け付けており、次回の締切は9月末（又は10月初旬）を予定しております。その後参加者テストにご参加頂き、11月初旬より取引可能となる想定です。 また、今後につきましても毎月締切日を設け、締切日から概ね1か月後より取引可能とする予定です。
35	市場参加者情報は開示されますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 参加者登録が完了した参加者名をHPにて公表いたします。

No	質問	回答
36	海外ボランタリークレジットやグリーン電力証書、FIT非化石証書等を取り扱う予定はありますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 現時点では未定です。海外ボランタリークレジットにつきましては、GX-ETSにおける取扱い状況等や参加者のニーズを踏まえつつ、検討してまいります。 なお、グリーン電力証書や非化石証書につきましては、セカンダリー市場での取扱いの適否も含めて、研究してまいります。
37	将来は欧州（EU-ETS）のように、クレジットの先物取引を考えていますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 現時点では未定です。 排出量取引には最終的にはヘッジ手段等の観点から先物取引が必要になると想定しておりますので、GX-ETSに関する今後の政府の政策動向等や金融関係の規制整備の動向も踏まえつつ、検討してまいります。
38	日本証券クリアリング機構など金融商品取引などの清算業務を担う機関、クリアリングハウスの導入の予定はありますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 現時点では未定です。 市場規模、参加者の参加状況や決済状況を踏まえつつ、クリアリングハウスの導入有無について検討してまいります。
39	システム障害時のリスク管理についてご教示いただけますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 売買・決済に影響のある障害発生時には、参加者にその旨周知し、必要に応じて売買停止等の措置を行います。
40	J-クレジットの取引所取引が開始された後も、相対取引、入札販売は引き続き可能ですでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> J-クレジットの取引所取引が開始された後も、相対での取引は引き続き可能です。 入札販売の実施につきましては、J-クレジット制度事務局の公表情報等をご確認ください。

※J-クレジットに関するお問い合わせは、J-クレジット制度事務局様にお問い合わせいただきますよう、お願いいたします。